

名勝天龍峽保存管理計画

概要版



飯田市では、平成21年度に『名勝天龍峽保存管理計画』を策定しました。

この計画は、飯田市の宝である「名勝天龍峽」を将来にわたって継承するために、保存・管理そして活用計画の指針をまとめたものです。

このパンフレットはその概要を示したものです。

平成24年3月 飯田市・飯田市教育委員会

I 名勝天龍峽と保存管理計画

1. 天龍峽の歴史

弘化4年(1847)4月29日、下川路村の郷医で文人の関島松泉の案内で峽谷を訪れた阪谷朗廬(漢学者)は、その優れた景観に賛嘆と畏敬の念を込め「天龍峽」と命名しました。その後、明治15年(1882)には日下部鳴鶴(書家)により、代表的な岩や橋などが「天龍峽十勝」として選定され、それぞれが姑射橋・龍角峯など命名されました。

明治末から昭和初期にかけ、外国人や著名人の川下りが盛んに行われ、旅行記や随筆を通じて天龍峽の名は世に喧伝されていきます。そして川路・龍江両地区の人々も、天龍峽公園(いまの天龍峽第一公園～第三公園)や今村公園の整備、保勝会(保存団体)の設立などの活動を通じ天龍峽を優れた景勝地へ育て上げてきたのです。

その優れた風致景観を世に認められた天龍峽は、昭和9年1月22日、国の「名勝」に指定されました。その指定範囲は、天竜川および河川域を含み、川路・龍江両地区でおよそ24万㎡になります(図1)。

◆「名勝」とは…

名勝とは、文化財保護法(以下「法」という)に定める文化財の種類で、「我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの」(法第2条第1項第4号)であり、このうちの「重要なもの」(法第109条第1項)として国によって指定された庭園、橋梁、峽谷、海浜、山岳その他の名勝地のことを示しています。有形文化財という所の「重要文化財」に相当します。

2. 名勝天龍峽の現状

名勝指定からおよそ80年を経た現在、天龍峽では風水害による岩盤崩落や樹木の繁茂による景観の変化などの自然的な要因に加え、名勝を取り巻く社会状況の変化などから多くの課題が顕在化しています。このため、名勝天龍峽を将来にわたって保存継承するための指針が必要となりました。

3. 保存管理計画の策定

名勝の管理団体である飯田市では、名勝天龍峽を将来にわたって保存継承するための指針として「名勝天龍峽保存管理計画」を平成18年～21年にかけて策定しました。

保存管理計画とは、文化財の持つ様々な価値を個別に明らかにし、その価値の保存と活用に関する基本的な方針を整理し、保存管理のための基準を定めた計画です。



現在の天龍峽



図1 名勝指定範囲

II 保存管理の基本方針

1. 目指す姿

明治末から昭和初期は、天龍峡観光が盛んな時代でした。その時代の天龍峡の姿はどのようなものだったのでしょうか。

その当時撮影された様々な写真を見ると、現在の天龍峡に比べるとアカマツ林が多く、その他の樹木は少ないか生長していないことがわかります。

このため、兩岸の荒々しい岩肌や急峻な崖などが非常に良く見えています。

そして天龍川の水位も低いため、川幅は狭く、水流も激しく、奇岩が水面から高く突き出している様子を見ることができます。

このような優れた風致景観に加え、川辺に降りる遊歩道や公園、四阿あずまやなど天龍峡を観光するための様々な手段も十分整備されていました。

こうしたことから、この時代の天龍峡は、その歩みの中でも特に優れた姿であったといえます。

保存管理計画では、この時代の天龍峡を目指し、保存管理の基本方針を策定することにしました。



大正4年の天龍峡

2. 保存管理の基本方針

名勝天龍峡を適切に保存管理するための基本方針は、以下のとおりです。

1 名勝天龍峡を構成する諸要素の抽出

- 本質的価値を構成する要素の抽出
- それ以外の要素の抽出
- 指定地周辺の諸要素の抽出

2 諸要素の適切な保存管理方法の具体化

- 地区区分の設定
- 地区区分ごとに所在する要素の保存管理方法の具体化
- 地区ごとの現状変更等の取扱基準の提示

3 河川環境の保全

- 天龍峡の風致景観と密接に関連する指定地内の河川環境の保全

4 指定地内外の一体的な景観保全

- 指定地の景観保全と、周辺地域の良好な景観形成の誘導
- 周辺地域における諸事業の調整

5 整備計画の策定

- 整備計画の策定
- 整備計画の着実な実施

6 保存管理のための組織及び運営体制の整備

- 地域住民や観光関係者、関連行政機関から成る組織・運営体制の整備
- 文化庁、長野県との連携強化

III 名勝天龍峽の価値

1. 名勝天龍峽の価値

名勝天龍峽の価値は、様々な要素が一つになって成り立っています。これらを「本質的価値を構成する諸要素」と言いますが、その要素にはどのようなものがあるのでしょうか。

1つ目としては、奇岩や断崖、様々な樹木、天龍川の水 flow などがあります。これらは自然的要素としてまとめることができます。

2つ目として、公園や遊歩道・視^{してんば}点場（景色を眺める場所）など天龍峽を観賞するための施設と、天龍峽十勝・天龍峽碑や歌碑・句碑など天龍峽が今に至るまでの歴史を物語るものがあります。これらは人文的要素としてまとめることができます。

更にこの2つが一体となった風致景観には天龍峽独特の特徴があります。それは指定地の北半部（つつじ橋以北から姑射橋周辺）の景観が主に岩や崖の目立つ狭隘な峡谷であるのに対し、南半部（つつじ橋以南）は森林に覆われた開放的で雄大な峡谷を見ることができるといった違いのあることです。

こうした本質的価値を構成する諸要素をまとめたものが以下の図です。

2. その他の要素

道路や電柱など名勝天龍峽に直接関連しない要素も存在します。また広がり続ける竹林やアレチウリなど課題となる要素もあります。

名勝天龍峽の本質的価値を構成する諸要素

北半部・南半部の景観



IV 地区区分と保存管理の考え方

広大な名勝指定地には、天龍峡の価値が多く集まっている場所、竹林に森林、そして公園や道路などの様々な施設もあり、その現状は一様ではありません。

こうした指定地全体を一律に保存管理した場合、実情に合わないことも生じてしまいます。

このため、名勝天龍峡の価値の分布状況や土地利用の現状等に基づいて、以下のように地区区分を行い、各地区の保存管理の考え方を定めています（図2）。

①特別規制A地区 黄色の部分

姑射橋からJR飯田線鉄橋上流側の天竜川河川区域内が該当します。

奇岩断崖が連続する峡谷部で、天龍峡十勝のうちの六勝や、ツツジやカエデ等の植物、川下り舟の航路などが存在し、名勝天龍峡の風致景観の中核となる最も重要な地区です。

この地区の保存管理の考え方は、地形改変や景観の阻害要因への規制、奇岩断崖の現状維持とそれらが際立つように周辺の植物を含めた保存管理、そして視点場などの人文的要素の復元・整備の実施等を定めています。

②特別規制B地区 オレンジ色の部分

姑射橋から上流及びJR飯田線鉄橋から下流の天竜川河川区域内が該当します。

峡谷の幅はやや広がり、特別規制A地区とは異なる景観が見られます。川下り舟の港や航路、天龍峡十勝のうちの二勝などがあり、A地区に準ずる重要な地区です。

この地区の保存管理の考え方も特別規制A地区に準じています。

③第1種規制地区 緑色の部分

姑射橋下流部から指定地最下流部までの天竜川河川区域外の両岸が該当します。

天龍峡十勝のうちの二勝、アカマツ林、ツツジ・カエデ類などの植物など多くの価値が存在しています。峡谷と調和した自然豊かな森林景観で構成された重要な地区です。

この地区の保存管理の考え方は、地形改変や景観の阻害要因への規制、奇岩断崖の現状維持とそれらが際立つような森林の管理（剪定や間伐）、視点場・遊歩道などの人文的要素の復元・整備の実施等を定めています。

④第2種規制地区 紫色の部分

指定地最上流部から姑射橋上流部までの天竜川河川区域外の両岸及び天龍峡第一から第三公園、今村公園を含む区域が該当します。

公園・船着場などの観光利用や公開活用のための小規模な開発が行われているものの、天龍峡の風致景観上一定の役割を果たしている地区です。

この地区の保存管理の考え方は、景観の阻害要因への規制、公園や遊歩道など名勝を観光するための施設整備の実施等を定めています。

⑤第3種規制地区 ピンク色の部分

①～④以外の指定地内で、道路・駐車場・住宅・宿泊施設などが存在する地区です。

この地区の保存管理の考え方は、風致景観に著しく配慮を欠くものについて規制することを定めています。

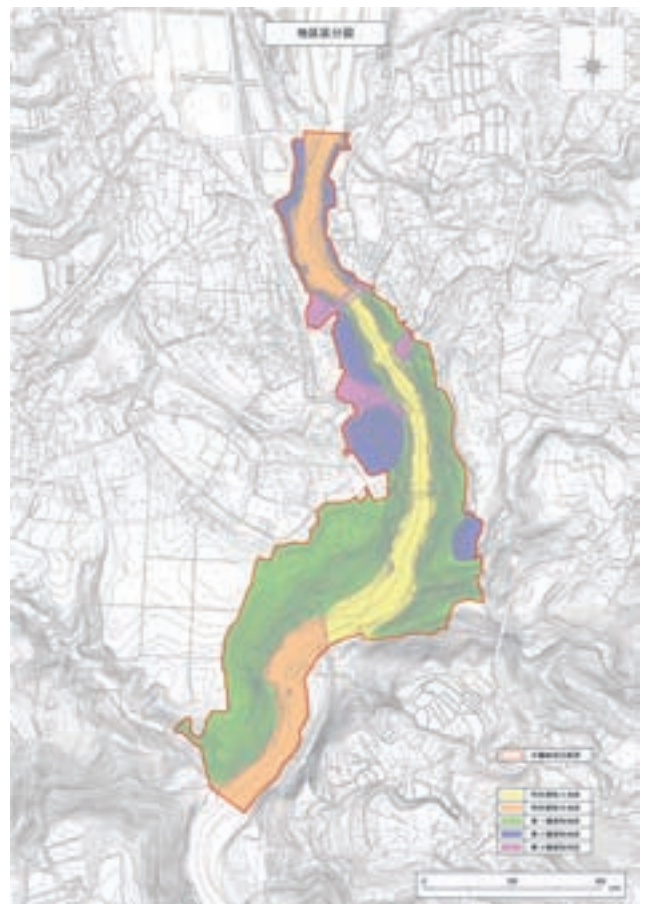


図2 地区区分図

V 文化財保護法および他法令等による規則

1. 現状変更等の取扱基準

名勝天龍峡の現状を変更又は、保存に影響を与える行為をしようとする場合（合わせて「現状変更等」といいます。）は、文化財保護法第125条の規定により、文化庁長官の許可が必要です。

保存管理計画では、IVで示した地区区分ごとに、保存管理の考え方を踏まえ、以下のように現状変更等の具体的な取扱基準を定めています。

地区区分ごとの現状変更の取扱基準（道路・橋梁・公園整備・鉄道軌道・崩落対策工事・河川改修等の取扱基準を除く※1）

総 則		特別規制A地区	特別規制B地区	第1種規制地区	第2種規制地区	第3種規制地区
		名勝の保存・活用を目的とするもの、河川管理上必要と認められるもの以外の現状変更は原則として許容（※5）しない。	名勝の保存・活用を目的とするもの、河川管理上必要と認められるもの、その他公益上必要と認められるもの以外の現状変更は原則として許容しない。	名勝の保存・活用を目的とするもの及び関係機関の協議によって公益上特に必要と認められるもの以外の現状変更は原則として許容しない。	名勝の保存・活用を目的とするもの、公益上必要と認められるもの以外の現状変更は原則として許容しない。	名勝の保存・活用に関わるもの及び地域住民の生活に関わるもので、風致景観に著しく支障をきたすもの以外の現状変更は許容する。
建築物の新築増改築・工作物等の設置	建築物の新築・増築・改築・建替 ※2・4	—	—	新築・増築については、名勝の保存・活用を目的とするもの以外は原則として許容しない。改築・建替については、原則として同一敷地内で既存建築物の高さの範囲内で行うものとする。	新築・増築については名勝の保存・活用を目的とするもの以外は原則として許容しない。改築・建替については、原則として同一敷地内で既存建築物の高さの範囲内で行うものとする。	新築については名勝の保存・活用を目的とするもの以外は原則として許容しない。増築・改築・建替については原則として同一敷地内で既存建築物の高さの範囲内で行うものとする。
	工作物の設置 ※3・4	許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、川下り舟に関連するもの及び河川管理上必要と認められるもので、景観と調和したものはこの限りでない。	原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、川下り舟に関連するもの及び河川管理上必要と認められるもので、景観と調和したものはこの限りでない。	名勝の景観にそぐわないものは許容しない。		
	石碑等の設置	許容しない。		名勝の保存・活用以外の設置等については許可しない。		
地形改変・土木工事等	土地の形質の改変・土壌・岩石の採取	原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、船着場の整備に関わるもの、河川管理上必要と認められるものについてはこの限りでない。	原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、船着場の整備に関わるもの、河川管理上必要と認められるものについてはこの限りでない。	原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、その他公益上特に必要と認められるものについてはこの限りでない。		最小限必要な範囲以外は原則として許容しない。
	電気・通信施設の設置	許容しない。ただし、安全確保の措置に関わるもの、河川管理上必要と認められるものについてはこの限りでない。	原則として許容しない。ただし、安全確保の措置に関わるもの、河川管理上必要と認められるものについてはこの限りでない。	新設・増設については名勝の保存・活用を目的とするもの以外は原則として許容しない。既存の電柱・線路の更新にあたっては景観に配慮した色彩とする。	新設・増設は、最小限必要な範囲で景観に配慮した色彩のもの以外は許容しない。	
	水道施設工事	許容しない。		既存施設の改修以外は許容しない。	新設・増設・改修については最小限必要な範囲以外は許容しない。	
植物の採取 木竹の伐採 植栽	植物の採取	原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、安全確保の措置に関わるものについてはこの限りでない。	原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、安全確保の措置に関わるもの、その他公益上必要と認められるものについてはこの限りでない。	原則として許容しない。ただし、名勝の保存・活用を目的とするもの、安全確保の措置に関わるもの、その他公益上必要と認められるものについてはこの限りでない。		木竹の伐採については原則として許容しない。ただし、危険木・景観支障木（周辺との調和の検討及び伐採後の修景を条件とする）、その他公益上必要と認められるものについてはこの限りでない。家屋・宿泊施設敷地内の植物の採取・木竹の伐採については周辺の景観に配慮したものは許可しない。植栽は周辺の景観を損なわないように、移入種・外来種を持ち込まないことが望ましい。道路沿いの植栽の更新は、同一種もしくは郷土種とし、移入種・外来種は許容しない。
	木竹の伐採	原則として許容しない。ただし、危険木・景観支障木（周辺との調和の検討及び伐採後の修景を条件とする。）についてはこの限りでない。	原則として許容しない。ただし、危険木・景観支障木（周辺との調和の検討及び伐採後の修景を条件とする。）についてはこの限りでない。	原則として許容しない。ただし、危険木・景観支障木（周辺との調和の検討及び伐採後の修景を条件とする。）についてはこの限りでない。		
	植栽	原則として許容しない。ただし、枯損した岩場の植物の補植、修景を目的とする植栽はこの限りでない。枯損した岩場の植物を補植する場合は同一種とする。修景を目的とする植栽は周囲の植生と調和した郷土種とし、移入種・外来種は許容しない。	原則として許容しない。ただし、枯損した岩場の植物の補植、修景を目的とする植栽はこの限りでない。枯損した岩場の植物を補植する場合は同一種とする。修景を目的とする植栽は周囲の植生と調和した郷土種とし、移入種・外来種は許容しない。	原則として許容しない。ただし、枯損した岩場の植物の補植、修景を目的とする植栽はこの限りでない。枯損した岩場の植物を補植する場合は同一種とする。修景を目的とする植栽は周囲の植生と調和した郷土種とし、移入種・外来種は許容しない。	原則として許容しない。ただし、修景を目的とする植栽及び公園樹木の更新はこの限りでない。修景を目的とする植栽は周囲の植生と調和した郷土種とする。公園樹木の更新は同一種もしくは郷土種とし、移入種・外来種は許容しない。	

※1 道路・橋梁・公園整備・鉄道軌道・崩落対策工事・河川改修等の取扱基準については、「名勝天龍峡保存管理計画」本書を参照してください。
 ※2 建築物＝土地に付着する工作物のうち、屋根及び柱もしくは壁を有するもの、人間の滞留性のあるもの、住宅・店舗・宿泊施設・車庫など。
 ※3 工作物＝地上・地中に人口を加えて製作したもの、建築物に付属する塀やフェンス・街灯・標識類・屋外広告物など。
 ※4 建築物・工作物等に関しては、色彩・材質等についての設置基準もあります。詳細は「名勝天龍峡保存管理計画」本書を参照してください。
 ※5 許容＝文化財保護法による現状変更等の許可（法125条）、同意（法168条）を合わせて「許容」としています。

2. 文化財保護法以外の法令等による規則

名勝天龍峡及び周辺地域には、文化財保護法以外にも以下に示す法令等に基づく規則があり、それぞれの指定地における諸行為に許可等が必要な場合があります。

①森林法

名勝指定地内では、今村公園南側の一部が森林法に基づく保安林区域に指定されています。

②自然公園法

名勝指定地全域が、自然公園法に基づく天竜奥三河国定公園第1種特別地域に指定されています。

③河川法

名勝天龍峡を流れる天竜川は、河川法に基づく一級河川に指定されています。

④都市計画法

右岸側の川路地区は、都市計画法に基づく都市計画区域に指定されています。

⑤長野県立自然公園条例

名勝指定範囲から上流側は、長野県立自然公園条例に基づく天竜小洪水系県立自然公園第3種特別区域に指定されています。

⑥飯田市景観条例

名勝天龍峡は、景観法に基づく飯田市景観条例により策定された飯田市景観計画により飯田市景観計画地域に指定され、かつ右岸は、景観育成特定地区に指定されています。

⑦飯田市屋外広告物条例

名勝天龍峡は、屋外広告物法の規定に基づく飯田市屋外広告物条例により、屋外広告物の設置が制限されています。

VI 公開・活用の方針

名勝天龍峡は、数多くの人々が、「見て、知って、楽しむ（公開・活用）」ことで将来的に受け継がれ、守り伝えられていきます。

保存管理計画では、公開・活用を進めるために、「名勝の保全・管理」と、「普及啓発・公開活用のための整備」について、以下のようにそれぞれの方針を定めています。

名勝の保全と管理

- 森林の管理
- 岩や崖の管理
- 河川環境の保全
- 指定地内の風致の向上
- 指定地周辺の景観の維持と向上
- 人文的要素の保存

普及啓発・公開活用のための整備

- ガイダンス施設等の整備
- 視点場・遊歩道等の整備
- 公園整備
- 自然学習機会の充実
- 船着場の検討
- 安全管理対策
- 周辺施設との連携
- 周辺整備

VII 保存管理計画の運営・運用体制

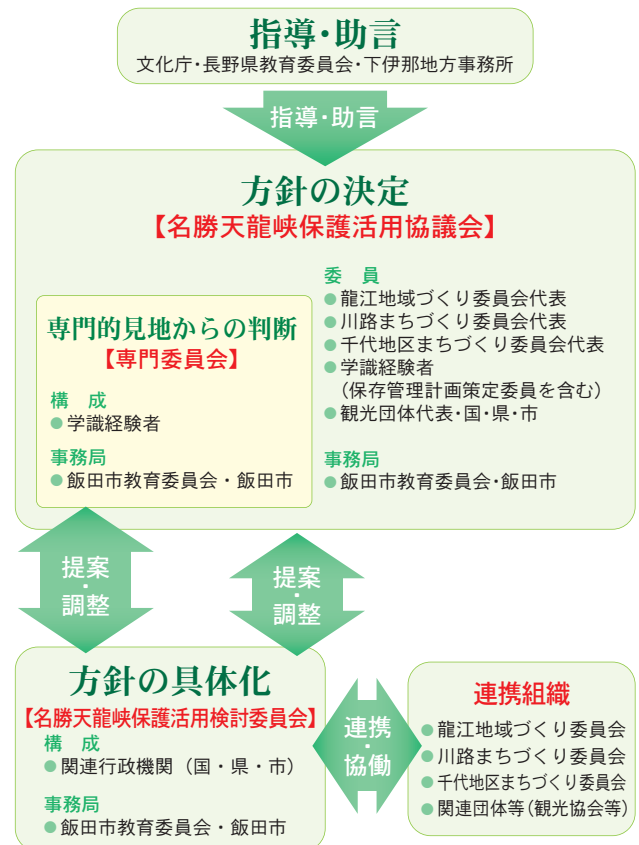
名勝天龍峡の保護のためには、保存管理計画の運営・運用体制が必要になります。右図はその運営・運用体制を示しています。

地域の代表の方々や観光団体・関連行政機関等は、運営・運用体制の中心となる「名勝天龍峡保護活用協議会」を組織し、保存管理計画に定めのない課題が生じた場合などに方針を決定します。

また、整備計画や整備の詳細部分の検討など様々な課題に専門的見地から対処するために、整備検討委員会などの専門委員会を必要に応じて設置します。

名勝天龍峡に関連する行政機関は「名勝天龍峡保護活用検討委員会」を組織し、情報の共有や連絡調整に努め、協議会で決定した方針を具体化します。

また、各地区のまちづくり委員会や地域づくり委員会、関連団体とも連携協働に努めます。



VIII 私たちの名勝天龍峡

名勝天龍峡が景勝地として歩んだ歴史は、命名以来わずか160年ほどです。他の著名な景勝地に比べると歴史の新しい景勝地と言えます。しかし、この短い期間に、これほどまでの名声を得た理由は何だったのでしょうか。

それは、地域の皆様の天龍峡に寄せた想いです。

素晴らしい景観を多くの人々に見てもらいたい、知ってもらいたい、守り伝えたい、そんな想いが公園や遊歩道、川下り舟や宿泊施設の整備、保勝会の設立に繋がっていきました。

そして治水事業の達成や、水位上昇による景観変化の改善も、地域の皆様の想いが結実したものです。今後私たちは、地域で育てた天龍峡を、損なうことなく未来に引き継ぐ責務があります。その指針となる「名勝天龍峡保存管理計画」にご理解いただき、今後ともご支援いただけますようお願い申し上げます。

『龍峡小唄』(昭和3年発表) 作詞 白鳥省吾 作曲 中山晋平

- 1 天龍流れて稲穂はこがね 繭はしろがね お国自慢の天龍峡
- 2 伊那の黒土踏みふみござれ 川は天龍 山は赤石見てござれ
- 3 川を隔てて灯が見える 糸を引く灯か 物を縫ふ灯か恋の灯か
- 4 川路龍江を結ぶの神の かけた虹かや 姑射の吊橋みな渡る
- 5 岩を伝ふて舟曳く人の 唄に合はせて 可愛い眼白がチロチロ啼く
- 6 岩は千畳敷踊れや歌へ 岸のさくらも 水を鏡に花ざかり
- 7 伊那の乙女の襷のいろか 初心な情か 岩間つつじの色のよき
- 8 淵は深いし岩険しいし 岸の白百合 誰が折るやら霧が抱く
- 9 秋は優しや龍角峯も 紅葉飾りて 紅葉散らして化粧する
- 10 烏帽子石岩さへ綿帽子かぶる 雪に雪見酒 浮世離れた天龍峡

※白鳥省吾 (しろとりせいご 筆名は しらとりしょうご など 1890~1973年 詩人・作詞家など)

※中山晋平 (なかやましんぺい 1887~1952年 作曲家)



■概要版の内容及び計画に関するご質問等は
下記へご連絡ください

飯田市教育委員会

生涯学習・スポーツ課文化財保護係

〒395-8501 飯田市大久保町2534番地

TEL : 0265-22-4511 (内線3575)

FAX : 0265-22-7969